

仕様書

令和6年度コミュニティカフェ運営業務にかかる業務仕様を次のとおり定める。

第1条 業務目的

高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集い、多世代がユニバーサルな形で交流できる居場所づくりの拠点として、また福祉相談機能を兼ね備えたカフェとして大淀町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が主催する「コミュニティカフェ」を運営することを目的とする。

第2条 業務内容

第1条の目的を達成するため、次の各号に定める業務を実施する。

(1) カフェ運営に関する業務

- ① コーヒー等の飲み物及び軽食の提供
(※施設内は、ガス調理器具が使用不可です。)
- ② 会場の事前準備、後片付け

(2) 居場所づくりとしての業務

社協が主体となって行う居場所づくりの企画等への協力

(3) 福祉相談に係る業務

- ① 福祉に関する相談に対する受付
- ② 相談を受けた場合は、関係機関に連絡・調整を行うこと
(※方法については、契約時、社協から説明します。)

(4) 報告業務

開催日ごとに業務内容・相談内容について社協に報告すること

(5) コミュニティカフェの周知・啓発業務

(6) その他、必要に応じて、社協と協議し決定した業務

第3条 開催場所、開催日

- (1) 設置場所は奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 大淀町文化会館のふれあいコーナーとする。
- (2) 開催日は、週に1回以上とし、曜日・時間に関しては、社協と協議して決めるものとする。ただし、大淀町文化会館の休館日については開催しないものとする。

第4条 カフェ運営者の要件

- (1) 食品衛生責任者の資格を有するもの、または調理師、栄養士等の食品関連の資格を有するもので、食品衛生責任者になることができるもの
- (2) 飲食店経営の実績は問わないが、カフェ運営を適切に行うことができるもの
また、現在開業をしていない場合は、法人、もしくは会則を備え代表者等を正式に決めている任意団体であること
- (3) コミュニティカフェ事業の目的を知り、地域の福祉活動の一環として、カフェを運営できるもの
- (4) 相談受付業務についても実施できる体制がつけられること

第5条 費用負担

- (1) 飲食・軽食、消耗品については事業者の負担とする。備品購入や修繕、その他の費用については社協とカフェ運営者がその都度、協議して決めるものとする。
- (2) 施設利用料として、開催日ごとに売上の10%を大淀町文化会館へ事業者が支払うものとする。
- (3) 事業者の利益は、売上の90%とする。
- (4) 協賛金で得た収入がある場合は、げんきチケットの購入、備品購入、整備に係る修繕費等のために積立するものとする。

第6条 守秘義務

(1) 秘密主義

業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

第7条 実績報告

日々の報告とは別に、上半期・下半期について業務報告をすること

第8条 その他

- (1) カフェ運営者は、常に公平及び中立性の確保に努め、適切に業務を実施しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない業務であっても、コミュニティカフェ事業の目的遂行にあたり、必要と認めた業務については、誠実に履行しなければならない。
- (3) コミュニティカフェ事業の履行にあたり、関係法令を遵守するものとし、関係法令が改正された場合は、最新の法令に基づき業務を実施しなければならない。